

児童手当・特例給付認定請求書

提出年月日 令和 . . ※受付確認年月日 令和 . . ※認定番号

(宛先) 広島市長

次のとおり請求します。なお、児童手当の支給資格の審査に必要な事項について、私及び私の属する世帯の世帯員または生計を同じくする者の住民基本台帳、課税資料、児童養護施設等への入所、退所の資料及びその他の公簿により調査・確認されることに同意します。また、このことについて、私の属する世帯の世帯員または生計を同じくする者の同意を得ています。

請求者 (ふりがな) 氏名 (法人の場合は法人名・代表者氏名) 性別 男 女 生年月日 昭和 平成 住所(※1) 広島市 区 1月1日の住民票上の住所 (1~5月分は前年) (6~12月分は本年) 前年の譲渡所得の有無 (1~5月分は前々年) (※2) 前年の所得 (1~5月分は前々年) 約 万円 加入している年金等の種別 1 厚生年金(共済年金) 2 国民年金のみ 3 その他 職業の区分 1 公務員以外(パート等含む。) 2 公務員(勤務先での児童手当の受給) 3 無職 勤務先名 電話 () - 振込先口座等 口座名義(カタカナ) ※請求者名義に限ります。 支払希望金融機関 金融機関 店舗 種別 1 普通 2 当座 口座番号(右詰め) 配偶者の有無 「有」の場合は、下記も記入してください。

(請求者の偶または妻) (ふりがな) 氏名 生年月日 昭和 平成 個人番号(マイナンバー) 請求者との同居別居の別 同居 別居 1月1日の住民票上の住所 (1~5月分は前年) (6~12月分は本年) 職業 1 公務員以外(パート等含む。) 2 公務員 3 無職 児童手当の受給の有無 ※配偶者が勤務先または別居先で児童手当を受給している場合は「有」に○をしてください。 児童手当の受給先名 (勤務先または市区町村) ※左記が「有」の場合のみ記入してください。 受給先の電話 () -

◎ 児童は、年齢が高い順に記入してください。

児童 (ふりがな) 氏名 続柄 生年月日 同居別居の別 監護の有無(※4) 生計関係(※5) 児童との関係等で該当する場合にのみ○(※6) 別居の場合の住所 (海外留学中の場合は、出国年月も記入) □上記配偶者の住所と同じ場合はチェック(☑)してください。

※4「監護」:児童の生活について通常必要とされる監督、保護を行っている(面倒をみている)こと。 ※5「生計関係」 同一:請求者自身の子の場合(養子を含む。)で、請求者がその子と生計を同じくしていること。 維持:請求者自身の子でない場合で、請求者がその子の生活費の大半を支出していること。 ※6「未成年後見人」:未成年者の親権者がいない場合等の法定代理人 「離婚協議中等」:離婚協議中で父と母が別居の場合等に、児童と同居する父または母

「父母指定者」:父母等が海外にいて、児童が国内にいて、場合に父母等が指定する者 「施設入所」:児童養護施設等に入所している児童

※市記入欄 認定・却下年月日 支給開始年月 手当月額 異動年月日 支給区分 被用区分 年金等種別 転入日 令和 . . 3歳未満分 円 3歳以上小学校 円 修正前分 円 中学生分 円 計 円 前年(前々年)の所得の合計額(A) 各種控除合計額(B) 一律控除額(C) 控除後所得金額(A-B-C) 扶養人数(うち老人扶養親族等) 所得制限限度額 備考 転入 出生 監護 生計 同居優先 施設退所 受給者変更 その他()

裏面も必ず御覧ください。

下記の項目(1)~(3)をご確認のうえ、該当する証明書類をご用意ください。

- (1) ・国民年金のみに加入している方
 ・どの年金にも加入していない方 → 保険証のコピーや年金加入証明書は不要です。
- (2) ・請求者本人の保険証が
 次の①~⑦に該当する方 → 請求者本人の保険証のコピーを貼り付けてください。
 (「児童の保険証」や「運転免許証」のコピーではありません。)

| | | |
|--|---------------------|--|
| ① 健康保険被保険者証(全国健康保険協会・健康保険組合) ② 船員保険被保険者証 ③ 私立学校教職員共済加入者証 ④ 全国土木建築国民健康保険組合員証 ⑤ 日本郵政共済組合員証 ⑥ 文部科学省共済組合員証(大学等支部に限る。) ⑦ 共済組合員証のうち勤務先が独立行政法人または地方独立行政法人であることが明らかな保険証(保険証で勤務先が独立行政法人であることが確認できない場合は、職員証のコピーも添付してください。) | 【保険証のコピー添付欄】 | ※ 請求者本人の保険証のコピーを添付してください。 (「児童の保険証」や「運転免許証」のコピーではありません。) ※ 添付欄からはみ出しても構いません。 ※ 氏名・生年月日・資格取得日・保険者名称が確認できる部分が必要です。 その他の部分は、黒塗り等で隠していただいても構いません。 ※ 児童手当の財源は、事業主拠出金、国、地方自治体の負担により賚られており、児童手当請求者が被用者であるかどうかによって、財源の負担割合が異なるため、保険証のコピーまたは年金加入証明書で、その確認をします。 被用者とは、厚生年金保険法第82条第1項に規定する事業主等が保険料または掛金を負担または納付する義務を負う被保険者等をいいます。 |
|--|---------------------|--|

- (3) ・請求者本人の保険証が上記(2)の①~⑦に該当しない方 → 下の「年金加入証明書」に勤務先から証明を受けてください。
 厚生年金(共済年金)に加入している方で、広島県建設国民健康保険組合、広島県医師(歯科医師、薬剤師)国民健康保険組合、全国左官タイル塗装業国民健康保険組合などの保険証をお持ちの方が該当します。

| | | | |
|---|---------------------------------|--|------|
| 申請者 | 事業主様 | 氏名(児童手当請求者) | 印 |
| | | 私が、被用者年金に加入していることを証明願います。 | |
| 事業所記入欄 | 年金加入証明書 次のとおり年金に加入していることを証明します。 | | |
| | 氏名 (児童手当請求者) | | |
| | 加入年金名 | 厚生年金 | 共済年金 |
| | 年金加入年月日 | 年 月 日 (貴事業所での加入年月日を記入) | |
| | 証 明 者 | 事業所所在地 事業所名 事業所電話番号 代表者または責任者 証明年月日 令和 年 月 日 | 印 |
| ※この証明書は児童手当の請求者が被用者年金(厚生年金(共済年金))に加入していることを証明するためのものです。 | | | |

下記の項目A~Gに該当する場合は、必ず必要書類を添えて提出してください。

| 項 目 | 必 要 書 類 |
|---|---|
| A. 請求者・配偶者(※)の住民票が本年(前年)1月1日に広島市外にあった場合 | ★その請求者・配偶者の「所得証明書」 ※マイナンバー制度による情報連携によって確認できるときは、省略することができます。 ※所得金額、控除対象配偶者、扶養親族等の数、控除額の記載があるものがが必要です。 ※源泉徴収票、税額通知書、その他税の通知で代用はできません。 ※住民票が広島市外にあったが、広島市で課税されている場合は、お住まいの区の福祉課へ御連絡ください。 |
| B. 請求者・配偶者(※)の住民票が本年(前年)1月1日に広島市内にあったが、他の市町村(特別区を含む。以下同様)で課税されている場合 | ★その請求者・配偶者が課税されている市町村の「所得証明書」 ※マイナンバー制度による情報連携によって確認できるときは、省略することができます。 ※所得金額、同一生計配偶者、扶養親族等の数、控除額の記載があるものがが必要です。 ※源泉徴収票、税額通知書、その他税の通知で代用はできません。 |
| C. 請求者・配偶者(※)が国外に居住していたことにより、本年(前年)に国内で課税されていない場合 | ★その請求者・配偶者が本年(前年)1月1日に国外に居住していたことが分かる書類 (「パスポートのコピー」または「戸籍の附票」等) ※その請求者・配偶者の所得証明書は不要となります。 ※パスポートのコピーは、顔写真のあるページ及び本年(前年)1月1日に国内に居なかったことが確認できる出国・入国のスタンプが押されているページが必要です。 |
| D. 請求者と養育している児童の住民票上の住所が異なる場合 | ★請求者のその児童に対する養育状況を明らかにできる書類 (「別居監護申立書」) ★その児童の「住民票の写し」または「住民票記載事項証明書」 ※マイナンバー制度による情報連携によって確認できるときは、省略することができます。 ※その児童が世帯主である場合にはその旨、その児童が世帯主でない場合には世帯主との続柄が記載されたものがが必要です。 ※その児童の住民票が広島市内にある場合は不要です。 ★その児童の「マイナンバーカード(個人番号カード)」(またはその児童の個人番号の「通知カード」)及び請求者の身元確認書類(「運転免許証」等) ※その児童の住民票が広島市内にある場合は不要です。 |
| E. 養育している児童のうち、請求者自身の子でない児童がある場合 | ★その児童の父母と児童との養育関係及び請求者とその児童との養育関係を明らかにできる書類 (「申立書」) |
| F. 表面の「児童との関係等」が、未成年後見人・父母指定者・離婚協議中等のいずれかに該当する場合 | ★その事実を明らかにすることができる書類 ※詳しくはお住まいの区の福祉課にお問い合わせください。 |
| G. 寡婦(夫)控除のみなし適用を申請する場合 | ★「児童手当における寡婦(夫)控除のみなし適用申請書」 ★戸籍全部事項証明書(戸籍謄本) |

※ A~Cの「配偶者」は、請求者の所得税法に規定する配偶者控除または配偶者特別控除の対象者となっていない配偶者に限ります。